平 戸 市 監 査 公 表 第 130-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条 第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 30 年 9 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉 平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第1 監査の種類 地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局 平戸市教育委員会生涯学習課
- 第3 監査の期間 平成30年5月16日(水)、17日(木)、21日(月)、22日(火)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容 別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局:生涯学習課】

区分	内 容	措置状況
指項	1 平戸市総合運動公園用地の未登記について 平戸市総合運動公園(ライフカントリー、赤坂野球場及び周辺施設)用地の未登記については、平成21年度及び平成25年度定期監査の折にもが高いまだ60筆がにもが高いまだ60筆が区で残っている。当該地区、分を表として残っていることから、当該地区、分の内容、地権者の確認など台帳の整備を確実なものにし、未登記箇所が上、登記業務を専門的に行う職員を配置とで分かるような資料を作成の上、登記業務を専門的に行う職員を配置るなど未登記解消に努められたい。	1 平戸市総合運動公園用地の表達 ででは、現在、工表を備いては、現在、工表を備いては、現在ででは、現在ででは、の整備については、現在でででは、のでででは、ないでででは、ないでででででででででででででででででででででででででで
指導 事項	1 施設の防火管理について 公民館施設の避難訓練については、 平成 25 年度定期監査の折にも指摘を 行っているが、未来創造館、ふれあい センター、生月町中央公民館では実施 されていない。 多くの市民が利用する施設でもあ り、万が一火災が発生した場合、その 被害が甚大となりえる場所でもある。 定期的な避難訓練等が求められてい る。 また、未来創造館の防火管理者を一	1 施設の防火管理について 避難訓練の実施については、未来創造館においては、平成27年度(12/17)は実施していますが、それ以降の年度は未実施で、他の2館もまちまちの状況です。 今後は、今年度の秋の火災予防運動期間など機会を捉えて、総合的な避難、通報、消火訓練を実施いたします。 防火管理者の選任については、8月中に未来創造館長(非常勤・特別職)を選任します。

般職員が担っているが、防火管理に関して指示命令を行うことから管理職を充てるのが望ましい。

意見

1 契約事務の取扱について

業務委託の随意契約における見積 書徴取から契約締結までの一連の事 務において、処理の時期に矛盾が生じ ている事例が散見された。

また、業務委託の基礎となるべき仕様書が、契約書に綴られていないものが散見されたので、改善に努めていただきたい。

2 施設の維持管理について

田平町中央公民館の地下用具置場について、誰もが用具等を自由に持ち出せる状態となっている。公民館は、不特定多数の市民が利用する施設であり、保管の方法について検討されたい。

3 補助金事務について

スポーツ推進事業補助金(競技大会 参加事業)などにおいて、事業完了から実績報告書受付までの期間が長く、 年度末に交付確定を行い支出している事案も散見された。補助金申請手続 きは、申請者の責務ではあるが、申請 者の負担軽減等も考慮し、すみやかな 実績報告書の提出を促すことなどに ついて検討されたい。

1 契約事務の取扱について

今後は、適正な事務処理、文書保管 を徹底して行います。

2 施設の維持管理について

地下用具置場の不法侵入対策として、施錠できる防護壁やフェンス等を 設置するよう検討します。

3 補助金事務について

申請手続きの改善については、ご指摘のとおり、保護者が申請を行うため、申請者への負担が生じていますので、今後、速やかな申請や報告の手続きを促します。

また、補助金制度の見直しも含め、 事務の簡素化を検討します。